

【三重テレビ放送の「主催・共催・後援」の名義申請にあたって】

三重テレビ放送に「主催・共催・後援」の名義使用を申請される場合は、下記の事項についてご了解の上、手続きをお願いします。

- 1 「主催・共催・後援」の名義申請は、三重テレビ放送の名義使用を希望される団体が手続きをされるためのものです。申請提出の際は必ず、主催団体や事業内容のわかる参考資料を添付してください。
また、有料催事の場合は必ず予算書も提出してください。
※毎年、共催・後援名義の使用許可を受けておられる団体も同様です
- 2 「主催・共催・後援」の名義の使用許可については、三重テレビ放送として、その都度審査いたします。
恒例の事業でも、実施状況などによっては名義の使用を許可しない場合もあります。
- 3 三重テレビ放送が「主催・共催・後援」の名義の使用を許可した場合は、ポスターやチラシ等の印刷物や会場内看板などに、申請された事業の名義を表記することができます。
表記名は「**三重テレビ放送**」をお願いします。
- 4 「主催・共催・後援」の名義使用を許可した事業でも、三重テレビ放送の番組等での取材放送をお約束するものではありません。
- 5 申請書提出後、また許可書発行後に事業内容に変更があった場合は、すみやかにお知らせ下さい。
また、申請内容と異なる事実が判明した場合や、信義に反する行為があったと三重テレビ放送が判断した場合、名義の使用許可を取り消す場合があります。
その場合、三重テレビ放送名の入った印刷物や看板などの告知物は、すべて破棄および回収していただきます。
- 6 名義の使用にあたっては、経費に関する全ての問題、開催中の事故、または不測の事態については、すべての責任は「事業の主催・共催・後援の申請書」の申請者(団体)で負っていただき、三重テレビ放送は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。
- 7 「事業の主催・共催・後援の申請書」の申請者(団体)が、個人情報(参加者名簿、会員名簿など)を取得、利用する場合は、法令を遵守するとともに、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底し、その利用目的を超えて使用しないでください。万が一漏えいなどの事故が発生した場合、その責任は申請者(団体)がすべて負い、三重テレビ放送は一切関知しないことを保証し、了解していただきます。なお、主催・共催事業については、別途「**個人情報取り扱いに関する覚え書き**」を三重テレビ放送に提出していただきます。
- 8 主催（共催）・後援名義の使用が許可されたかどうかは、ご面倒ですが事業担当までお問合せください。
現在、「承諾書」は発行していません。通常、審査時間に1～2週間いただいています。
- 9 お問合せ
三重テレビ放送 事業局事業部
〒514-0063 津市洪見町693-1
TEL : 059-223-3380 / FAX : 059-225-8219
Mail: jigyou@mietv.co.jp

事業の後援名義使用についての申請書

三重テレビ放送 御中

下記、開催しますので後援を願いたく申請いたします。

申請団体名					
代表者					
住所					
電話		郵便番号			
申請日	令和	年	月	日 ()	
事業名					
開催日	令和	年	月	日 ()	開始時間 午前/午後 時 分
終了日	令和	年	月	日 ()	終了時間 午前/午後 時 分
場所	会場名				
	所在地		電話		
入場料				無料 (整理券 有 無)	
	月	日	から発売	発売場所 :	
主催					
後援					
協賛					
事業内容	*要項・予算書など添付 *参加予定人員 (観客も含む) 約 人				
連絡責任者	職・氏名		電話		
	住所				
	メールアドレス		添付書類	枚	

令和 年 月 日

三重テレビ放送 御中

申請団体名

代表者名

個人情報の取り扱いに関する覚書

参加者名簿、会員名簿などの個人情報を取得し、利用する場合は法令を遵守し、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底するとともに、その利用目的を超えて使用することはありません。万が一、漏えいなどの事故が発生した場合、その責任は申請者（団体）がすべて負い、三重テレビ放送が一切関知していないことを保証いたします。